

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 51(オ)727	原審裁判所名	福岡高等裁判所
事件名	土地所有権確認等請求	原審事件番号	昭和 50(ネ)31
裁判年月日	昭和 51 年 11 月 5 日	原審裁判年月日	昭和 51 年 4 月 20 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 119 号 181 頁		

判示事項	所有権移転登記請求権と消滅時効
裁判要旨	不動産の譲渡による所有権移転登記請求権は、右譲渡によつて生じた所有権移転の事実が存する限り独立して消滅時効にかからない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人仲武雄の上告理由について <u>不動産の譲渡による所有権移転登記請求権は、右譲渡によつて生じた所有権の移転を第三者に対抗することができるものとするため、これに附随するものであるから、所有権移転の事実が存する限り独立して消滅時効にかかるものではないと解すべきであつて、所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。右違法のあることを前提とする所論違憲の主張は、その前提を欠き、失当である。論旨は、採用することができない。</u> よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 吉田豊 裁判官 岡原昌男 裁判官 大塚喜一郎 裁判官 本林讓 裁判官 栗本一夫)

※参考：判例時報 842 号 75 頁、金融法務事情 819 号 31 頁